

新型コロナウイルスによる感染症への対応(第33報)

静岡市卓球協会の皆様には、コロナ禍の中、感染拡大防止対策にご協力をいただき誠にありがとうございます。

10月に入り発令されていた緊急事態宣言が解除され、県内、市内の新規感染者数も徐々に減少してきている中、10月23日(金)より、静岡県感染警戒レベルが「3」から「2」に緩和されました。その後の状況を経過観察していましたが、状況は悪化せず大きな変化は見られなかった為、静岡市卓球協会のガイドラインに沿って、静岡市卓球協会三役にて協議した結果、静岡県外の会員の参加制限を条件付きで解除する事を決定しましたので会員の皆様にご連絡致します。

しかしながら大幅な制限緩和は新規感染者数を増加させ「第6波」を起こす原因となるので、静岡市卓球協会としても、状況を見ながら段階的に制限緩和について検討して行く予定です。会員の皆様には、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力をお願い致します。

1・静岡県外会員の参加制限解除日

1-1 11月度から開催される静岡市卓球協会主催大会より参加制限を解除。

2・参加制限を解除する条件

- 2-1 今後、新規感染者数が増加し、静岡県の感染警戒レベルが「3」以上に上がった場合には、大会開催日の直前であっても、ワクチン接種の有無に関係なく参加を制限をし、感染拡大防止を優先とする。
- 2-2 県外会員の居住地の状況が悪化し、「まん延防止等重点措置」または「緊急事態宣言」が発令された地域については、静岡県内の感染警戒レベルが「2」以下であっても地域限定で、ワクチン接種の有無に関係なく参加を制限する場合がある。
- 2-3 大会申込み以後に参加制限された場合には参加制限を優先とし、対象となる県外会員は大会参加を辞退していただく。チーム戦の場合には、県外会員が参加制限されても、チームが棄権にならない様、編成人数に余裕をもって参加申込みを行う事。

以上